

○射水市新湊中央文化会館条例

平成17年11月1日

条例第115号

改正 平成18年3月22日条例第34号

平成26年3月20日条例第2号

平成27年3月17日条例第28号

平成28年9月16日条例第47号

平成30年12月21日条例第35号

令和元年9月30日条例第31号

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新湊中央文化会館	射水市三日曾根3番23号

(休館日)

第3条 新湊中央文化会館(以下「会館」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たる場合は、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 会館の施設、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限をし、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号の規定に該当するとき。

- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、会館の使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会館の使用が終了したとき、又は第12条の規定により、使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第17条 使用者又は入場者は、会館の使用又は入場に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行

う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務

- 2 前項の場合における第3条から第6条まで、第11条、第12条及び第16条の規定の適用については、第3条及び第4条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第11条、第12条及び第16条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第21条 第18条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第9条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市中央文化会館条例(昭和56年新湊市

条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市新湊中央文化会館条例第19条の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第5条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(12)まで 略

(13) 第25条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条第1項及び第10条第2項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(4)まで 略

(5) 第5条の規定による改正前の射水市新湊中央文化会館条例の規定 第5条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条の規定

附 則(令和元年9月30日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、射水市中央公民館条例(平成22年射水市条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間に つき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	
大ホー ル		円	円	円	円	円	円	円
	平日	40,440	80,880	118,620	99,750	175,910	201,530	20,220
	土曜	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250

	日・日曜 日・休日							
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280
ル	土曜	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070
	日・日曜 日・休日							
リハーサル室		2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260
楽屋1		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋2		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋3		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋4		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋5		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
展示室(全面)		8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680
展示室(半面)		4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 練習室等使用料

施設名	基本使用料	超過料
-----	-------	-----

	3時間 まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時 間	11時 間	12時 間	13時 間	金(1時 間につ き)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
練習室1	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室2	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室3	5,760	7,680	8,640	9,600	10,560	11,140	11,720	12,300	12,880	13,460	14,040	1,920
第1会議 室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第2会議 室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810
第3会議 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第1研修 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第2研修 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第3研修 室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第4研修 室 (和室)	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700
第5研修 室 (茶室)	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 附属設備使用料 市長が別に定める額